

令和6年度ステップアップ型人権研修事業運営業務仕様書

本仕様書は、大分県（以下「県」という）が行う「令和6年度ステップアップ型人権研修事業運営業務」（以下「本業務」という）を委託するにあたり、本業務を受託する事業者（以下「受託者」という。）を募集するため、その使用等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務名

令和6年度ステップアップ型人権研修事業運営業務

2 目的

人権が尊重される社会づくりを推進するためには、人権課題を正しく理解し、その解決を図ろうとする意欲と実践力を持った住民を育成することが必要である。さらには、地域や企業・団体等において人権啓発活動を実施する指導者の発掘から育成まで段階的に支援するステップアップ型の研修として本業務を実施する。

3 委託業務の実施期間

契約の日から令和7年3月14日まで

4 委託業務内容

「Ⅰ 人権入門講座」及び「Ⅱ 実践型講師フォローアップ講座」、「Ⅲ ファシリテーター養成講座」の企画、講師や講演資料の手配、周知及び受講者の取りまとめ、講座の運営及び効果測定に係る一連の業務を委託する。

以下、(1)に共通の留意事項を、(2)～(4)に各講座の内容を記載する。

(1) 共通事項

- ① 各講座の会場は県が手配することとし、会場及び備品使用料は県の負担とする。
- ② 配信に係る環境整備は、受託者において行うこととする。
- ③ 受講料は無料とする。
- ④ 日程及び開催場所、開催方法、講師については、受託者と県で別途調整のうえ最終決定する。
- ⑤ 会場で配布する講演資料は、受託者の希望により県が印刷することもできる。
- ⑥ 全ての受講者に対してアンケートを実施する。アンケート結果は取りまとめの上、講座Ⅰ～Ⅲの終了の都度速やかに、受講者名簿とともに県に提出する。なお、アンケートの設問は県で作成する。
- ⑦ その他運営に関する一切の業務の遂行に関しては、委託業務の責任者を選任し、県との連絡調整を綿密に行うとともに、事業の進捗を管理し、取組状況等を県の求めに応じて報告する。

(2) 「Ⅰ 人権入門講座」

①対象者	<ul style="list-style-type: none">○人権に関わる活動を実践しているNPO・ボランティア団体等のメンバーや人権課題に関心がある一般県民○大分県人権啓発講師登録等に関する要綱(以下「登録要綱」という。)に規定する大分県人権啓発講師(以下「人権啓発講師」という。)○県内各市町村職員(人権啓発担当者や人権に関わる各分野の施策担当者など)○申込実人数は200人程度(市町村職員を除く)、うち、会場での受講者数は50人程度を想定すること。
------	--

②目的	<ul style="list-style-type: none"> ○分野別人権課題に係る基礎知識の習得や人権尊重意識の向上 ○人権啓発講師候補の発掘
③開催時期及び会場	<ul style="list-style-type: none"> ○令和6年7～8月に4日間の日程で開催 ○会場：大分県消費生活・男女共同参画プラザ2階「大会議室」 (大分市東春日町1-1)
④開催内容	<ul style="list-style-type: none"> ○以下の人権課題(a)～(i)に関する講座を1コマずつ、合計9コマ実施すること。 (a)人権総論、(b)部落差別問題、(c)女性の人権問題、(d)子どもの人権問題、(e)高齢者の人権問題、(f)障がい者の人権問題、(g)外国人の人権問題、(h)医療をめぐる人権問題、(i)性的少数者の人権問題 ※(b)～(i)は「大分県人権尊重施策基本方針」で定める人権重要課題 ○1コマの時間は、(a)は60分、その他は90分とすること。 ○(a)は初回の1コマ目に開催、その他の開催順は任意とする。 ○開催方法は、オンラインライブ配信及び会場での対面開催とし、受講者に限り、講座を収録した動画を後日一定期間視聴可能とする。 ○講師はオンライン登壇とすることも可とする。 ○受講者は、講座プログラムの一部のみの受講も可とする。
⑤留意点	<ul style="list-style-type: none"> ○幅広い年齢層・分野の方の参加につながる広報を実施すること。 ○(a)の講師のみ、県の経費によって手配する。 ○県内各市町村職員への周知は県が実施する。

(3) 「Ⅱ 実践型講師フォローアップ講座」

①対象者	○人権啓発講師(令和6年度登録数は70名程度)のうち25名程度
②目的	○各種人権課題のさらなる知識習得や講演スキル向上及び受講者間の交流やつながりづくりを目的とする。
③開催時期及び会場	<ul style="list-style-type: none"> ○令和6年10月に2日間の日程で開催 ○会場：大分県消費生活・男女共同参画プラザ2階「大会議室」
④開催内容	<ul style="list-style-type: none"> ○1日目：人権課題のより深い知識の習得をテーマとする講座(「部落差別問題」及び「性的少数者の人権問題」の2課題を予定) ○2日目：講師スキル(効果的な講演資料の作成方法や伝え方等)の向上をテーマとする講座

④開催内容	<p>○研修プログラムには、ワークショップや発表機会を設けるなど、受講者同士が主体的に学び合えるような工夫を講じること。</p> <p>○原則として会場での対面型講座とする。</p> <p>○受講者は、1日のみの受講も可とする。</p>
⑤留意事項	周知及び受講者の取りまとめは県が実施する。

(4) 「Ⅲ ファシリテーター養成講座」

①対象者	○人権啓発講師のうち、25名程度
②目的	○ファシリテーターとして参加体験型（ワークショップ）の人権研修を行うことができる人権啓発講師の育成を目的とする。
③開催時期及び会場	<p>○令和7年2月に、2日間の日程で開催</p> <p>○会場：大分県消費生活・男女共同参画プラザ2階「小会議室」</p>
④開催内容	<p>○原則として会場での対面型講座とする。</p> <p>○受講者は、1日のみの受講も可とする。</p> <p>○ファシリテーターとしての役割及び研修の進め方を実践的に学べるプログラムとすること。</p> <p>※人権研修におけるファシリテーターは、参加体験型（ワークショップ）の研修を円滑に進行することに加え、人権課題に関するより深い学びを促進する役割も担うものとする。</p>
⑤留意事項	周知及び受講者の取りまとめは県が実施する。

5 その他業務実施上の条件

- (1) 関係法令の順守
受託者は、関係法令を遵守すること。
- (2) 守秘義務
受託者は、本業務を行うにあたり、受講者に係る情報等、業務上知り得た個人情報を他に漏らし、または契約の目的外に利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (3) 本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、県と十分協議すること。